

保護者 様

西宮市立西宮支援学校  
校長

## 台風・集中豪雨等における臨時休業について

西宮市に気象警報が発令された場合は、下記の判断基準によって臨時休業等の措置を決定していきます。よくお読みいただきますようお願いいたします。

なお、平成25年8月から運用が開始された「特別警報」につきましては、「警報」の規模を遙かに超える災害が起こる恐れがある場合に発令されます。非常に危険な状況にありますので、ただちに命を守る行動をとり、「警報」発令時に準じて対応してください。 ※5月29日に 部分が修正されています。

- 1 翌日に西宮市に警報の発表が明らかに予測される場合、教育委員会において学校園の臨時休業を決定し、当日の警報発令状況と関係なく終日臨時休業となります。その際は、「ミマモルメ」でお知らせします。
- 2 午前7時の時点で、「西宮市」に、「暴風(暴風雪)警報」「大雨警報(レベル3)以上」「氾濫警報(レベル3)以上」「土砂災害警報(レベル3)以上」「高潮警報(レベル3)以上」「津波警報」のいずれか1つでも発令されている場合は、臨時休業となります。警報(休校)の場合は、「ミマモルメ」でお知らせします。
- 3 午前7時の時点で、上記以外の警報でも臨時休業となることがあります。その際は、「ミマモルメ」でお知らせします。 ※その他の警報例・・・波浪警報
- 4 午前7時の時点で警報が発令されていない場合でも、荒天等が予想される時は、教育委員会や学校の判断で臨時休業とすることがあります。その際は、「ミマモルメ」でお知らせします。
- 5 注意報の場合は、スクールバス・タクシーは運行しますので、安全に留意して登校させてください。
- 6 注意報であっても、天候が悪化する可能性があるところご家庭で判断される場合は、待機していただき、学校へ連絡をしてください。
- 7 積雪または路面凍結などがあり、スクールバス・タクシーの運行や通学に危険を伴う気象状況の場合には、臨時休業となります。その際は、「ミマモルメ」でお知らせします。
- 8 児童・生徒が学校にいる間に警報が発令された場合や危険を伴う気象状況になっている場合には、学校の判断で下校を早めたり、学校で待機させたりすることがあります。その際は、「ミマモルメ」でお知らせします。また、「津波警報」の場合には、校内の3階以上へ垂直避難します。
- 9 その他(お願い)
  - ・台風の接近などにより天候が悪化しそうな場合は、テレビやラジオの情報に注意してください。
  - ・台風の接近などにより、警報の発令が予想される場合は、教育委員会の判断により予め給食を停止することがあります。その決定後に天候が回復し、授業が通常通り実施できるようになった場合、弁当などの用意をお願いすることもあります。
  - ・家の近くで崖崩れ、河川の氾濫、積雪、その他危険なことが起こっている場合には、その情報をできるだけ早く学校にお知らせください。
  - ・報道機関によっては「阪神地域」を用いてお知らせする場合がありますので、必ず複数の媒体(例:気象庁ホームページ、神戸海洋気象台、市町村別の詳細情報が流れるNHKやサンテレビ)で「西宮市」での発令であることをご確認ください。(にしのみや防災ネットに登録すると、西宮市の警報発令や解除のメールが届きます。)